

優良建設工事表彰における加算点について

広島市水道局優良建設工事表彰実施要領（以下「実施要領」という。）第4条第1項に定める「評価点」により表彰を受けようとする場合は、実施要領別表2「加算点」について、以下の提出書類^{※1}が必要となります。

また、「評価点」による被表彰候補者については、実施要領第4条第2項のとおり公募します。

なお、公募につきましては、別途、水道局ホームページでお知らせ^{※2}します。

※1 提出書類は、公募時に変更となる場合があります。応募に当たっては、公募内容をご確認ください。

※2 公募のお知らせは、表彰の前年度2～3月頃を予定しています。

分野	項目	取組内容	加算点	提出書類
担い手確保・育成に資する取組	若手育成	【企】前年度に完成した公共工事において、配置を求められた全期間（工場製作のみが行われている期間を除く。）、若手技術者（開札日において満年齢40歳以下の監理・主任技術者）を配置した。	0.5点	1 当該技術者が配置を求められた全期間にわたって従事したことが確認できる書類及び開札日が確認できる書類 ① CORINSによる証明書 ② 開札日が確認できる書類 ③ その他証明できる書類(①によらない場合)
		表彰対象工事において、配置を求められた全期間（工場製作のみが行われている期間を除く。）、若手技術者（開札日において満年齢40歳以下の監理・主任技術者）を配置した。	2.0点	2 当該技術者の年齢の要件が確認できる、次のいずれかの写し ① 健康保険被保険者証 ② 運転免許証 ③ マイナンバーカード ④ パスポート ⑤ 旧姓と新姓が確認できる書類（戸籍謄本等、公の機関が発行した書類）（旧姓を使用している場合のみ） ⑥ その他、公の機関が発行したもの
	女性の活躍	【企】前年度又は前々年度に完成した公共工事において、配置を求められた全期間（工場製作のみが行われている期間を除く。）、女性技術者（監理・主任技術者）を配置した。	0.5点	1 当該技術者が配置を求められた全期間にわたって従事したことが確認できる書類 ① CORINSによる証明書 ② その他証明できる書類(①によらない場合)
		表彰対象工事において、配置を求められた全期間（工場製作のみが行われている期間を除く。）、女性技術者（監理・主任技術者）を配置した。	2.0点	2 当該技術者の性別が確認できる、次のいずれかの写し ① 健康保険被保険者証 ② マイナンバーカード ③ パスポート ④ 旧姓と新姓が確認できる書類（戸籍謄本等、公の機関が発行した書類）（旧姓を使用している場合のみ） ⑤ その他、公の機関が発行したもの

分野	項目	取組内容	加算点	提出書類
担い手確保・育成に資する取組（つづき）	処遇改善、担い手確保	【企】前年度に完成した公共工事において、建設キャリアアップシステムを活用した。	0.5点	1 企業がCCUSに事業者登録していることが分かる資料（CCUSの事業者ID通知の写し等）
		表彰対象工事において、建設キャリアアップシステムを活用した。	1.0点	2 当該工事でCCUSを活用したことが分かる資料（CCUSから出力した作業員名簿や施工体制台帳等） 3 CCUSの活用現場のカードリーダーの設置及び使用状況が確認できる写真2～3枚程度
	建設業界の魅力向上	【企】前年度又は前々年度に、広島市内の大学・短期大学・高等学校等が実施するインターンシップを受入れた。	0.5点	1 インターンシップの受入れは、広島市内、安芸郡府中町及び安芸郡坂町に所在する大学、短期大学、高等学校等との間で締結した受入れに係る覚書、契約書等の写し（教育機関から事前に送付される照会文書等、受入れの了承として不明確なものは認めない） 2 現場見学会は、発注者が関わったことが確認できる新聞記事や雑誌等の写し又は発注者への事前の承諾及び事後の報告の記録の写し（発注者が確認した証し含む）
		【企】前年度又は前々年度に完成した公共工事において、地元住民や児童・学生等を対象とした現場見学会を開催しイメージアップに努めた。	0.5点	
		表彰対象工事において、地元住民や児童・学生等を対象とした現場見学会を開催しイメージアップに努めた。	1.0点	
生産性向上に資する取組	ICT活用	【企】前年度又は前々年度に完成した公共工事において、ICT活用工事に取り組んだ。	0.5点	1 ICT活用工事又は簡易型ICT活用工事を実施したことが確認できる当該工事の発注者と受注者で交わした文書の写し（受注者発議の文書の場合は、発注者が確認した証し含む）、規模及び内容等の記載されたCORINSによる証明書又はICT施工が確認できる変更契約書の写し及び変更設計書の写し 2 上記で確認できない場合の提出書類は次のとおり ① 工種の着手前の施工計画書該当ページ（表紙、計画工程表、指定機械、主要船舶・機械、施工方法、施工管理計画、起工測量に関する内容等）の写し（発注者が確認し証し含む）及び実施状況が確認できる報告（写真：各段階で2、3枚程度、データ抜粋等）の写し（発注者が確認し証し含む） ② その他ICT施工が確認できる書類（発注者が確認し証し含む）

※ 【企】：企業の取組を指す（共同企業体の場合は代表構成員（幹事会社）の実績）。

※ 公共工事とは、国、地方公共団体、公営企業又は特殊法人等が発注する建設工事をいう。

※ ICT活用工事とは、当該工事の発注者が定めたICT活用工事に係る要綱・要領等に基づく「ICT活用工事」又は「簡易型ICT活用工事」をいう。

※ 各項目で取組が複数になる場合は、いずれか1つの取組内容を加算点とする。